

[事案 30-112] 新契約無効請求

・平成 30 年 11 月 29 日 裁定終了

<事案の概要>

変額保険の申込みに際し、募集人の誤説明があったことを理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 27 年 9 月に銀行を募集代理店として契約した豪ドル建変額保険について、運用実績が不良で元本を割りこんでいることから、以下の理由により、契約を取り消し、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 募集人に対し、5 年間だけ預ける意向および同期間経過後は元金が保証される商品に加入したい旨のニーズを伝えたと、本契約を勧められた。
- (2) 募集人からは、5 年間は元本が割れるようなことはない旨の説明があったので、これを信じて契約した。また、中途解約する場合の手数料についての説明も曖昧なものであった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人から運用期間として 5 年間で予定している旨や元本が保証される商品を要望する旨を伝えられたことはない。
- (2) 募集人は、申立人に対して、5 年経過後に元本割れしないことを保証したことはないし、解約時の手数料についても資料を用いて適切に説明した。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約時の状況を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。なお、募集人は体調の問題で事情聴取は実施できなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が 5 年経過後に元本が保証される商品を募集人に希望したとは認められず、また、募集人が 5 年経過後の元本保証を確約したとは認められず、募集人による解約控除についての説明が不十分であったことも認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。